

議 事 録

会議名	令和3年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 令和3年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	令和3年7月16日（金）10:00～12:00		
開催場所	寒川町役場本庁舎3階 議会第1・2会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：飯野、入澤、齋藤（宙）、坂元、杉崎（欠席：齋藤（昭）） 事務局：野崎（総務部長）・伊藤（総務課長）・辻井（総務課行政総務担当主査）・ 武田（総務課行政総務担当主任主事） 傍聴者：なし		
議 題	第1号 会長及び副会長の選出 第2号 議事録承認委員の指名 第3号 寒川町個人情報保護条例の一部改正について 第4号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によ る個人情報の保護に関する法律の改正等について 第5号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 第6号 令和元年度及び令和2年度個人情報取扱事務登録簿の登録状況 第7号 令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 第8号 その他		
決定事項	第1号 会長に飯野委員を、副会長に齋藤宙也委員を選出。 第2号 飯野会長、齋藤副会長を指名。 第3号～第7号 報告案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 （一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1：寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例 資料番号2：個人情報保護法の改正について 資料番号3：個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 資料番号4：令和元年度及び令和2年度個人情報取扱事務の登録状況 資料番号5：令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	飯 野 守 齋 藤 宙 也 （令和3年8月18日確定）		

議 事 の 経 過

1. 開会 伊藤総務課長
2. 委嘱状の交付
3. あいさつ 木村町長

※ 委員及び事務局が自己紹介。

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中5名の出席により会議の成立要件を満たしていることを報告した。また、傍聴希望者がいない旨報告。

4. 議事

第1号 会長及び副会長の選出

事務局が諮ったところ、委員の互選により、会長に飯野委員、副会長に齋藤宙也委員が選出された。

会長により就任のあいさつがなされた。

第2号 議事録承認委員の指名

事務局より、当審議会における先例を説明。会長が諮ったところ、先例に基づき、今回は正副会長が担当し、次回からは名簿順によることとした。

第3号 寒川町個人情報保護条例の一部改正について

【説明】 事務局より、資料に基づき説明（資料番号1）

【質疑】 （凡例） ◎：委員 、 →：事務局

◎ 法律の一部改正に伴う条例の一部改正というものであるが、今後は、法律がどのように改正されたかわかる資料を示してほしい。

→ 承知した。

第4号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正等について

【説明】 事務局より、資料に基づき説明（資料番号2）

◎ 新個人情報保護法（以下「新法」という。）の施行時期と地方自治体の条例の施行時期にずれが生じているが、その際の運用は。

→ 新個人情報保護法は、令和 3 年 5 月 19 日に公布されたが、施行は政令で定める日としており、それに合わせて地方自治体の条例も施行されることとなるので、新法が施行されるまでは現行の寒川町個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を適用し、新法が施行されてからは、新法及び新法の施行に伴い制定（一部改正）する条例を適用することとなる。公布から施行までの期間は、周知や準備のために設けられている。

◎ 現行条例は、資料番号 2 の 3 ページの図でいうとどれにあてはまるのか。（国の規律と同等、規律の対象が国より少ない、規律の対象が国より多い）

→ 寒川町の規定は、要配慮個人情報の取扱いなど、規律の対象が国より多いと思われる。新法と現行条例とを照合し、差異を確認していく。

◎ 他市町村との情報交換は行っているか。

→ 現時点で国からガイドラインが示されていないので、そういったことはしていない。今後ガイドラインが示されたら、必要に応じて情報交換をしていきたい。

◎ 藤沢市や逗子市の個人情報保護条例は、規律の対象が国より多い（厳しい）ため、二市における本審議会と同様の会議体において、個人情報保護法の改正についてどのような話し合いがなされているか、情報収集をするように。

→ できる範囲で対応したい。

◎ 今後のスケジュールはどのように考えているか。

→ 国からガイドラインや基準が示されたら、現行条例と照合し、町としての考えをまとめ、条例案について本審議会に意見を伺う予定である。具体的な日程はまだ提示できないが、余裕をもって議論できるよう調整する。

◎ 資料番号 2 の 4 ページで個人情報保護とデータの流通の両立を今回の改正の趣旨として挙げているが、こういったものに使用されていくのか。またデメリットは。

→ 匿名加工情報を一律に規定することにより、規定や運用の相違がなくなり、現在よりデータの流通が活発に行われることが予想される。例えば、購買履歴を分野横断的に利活用することによる新たなサービスの展開や、自動車の走行履歴等を利活用することによる緻密な渋滞予測の提供などが挙げられる。

データの流通においては、個人情報として加工する部分の判断や、適切な加工の方法など、その運用に留意し、適切に取り扱わなければならないと考えている。

◎ 匿名加工情報の利用については、慎重かつ適正に行うよう留意してほしい。

◎ 資料番号 2 について、すでに公表されている国で作成した資料とのことだが、今後は、資料の URL を載せてほしい。また、説明に当たってはすべての委員が内容を十分に理解できるよう配慮をお願いしたい。

→ 承知した。

第 5 号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告

第 6 号 令和元年度及び令和 2 年度個人情報取扱事務登録簿の登録状況

第 7 号 令和 2 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

【説明】一括報告とし、事務局より資料に基づき説明（資料番号 3, 4, 5）

◎ 資料番号 3 について、変更届のあった登録簿の変更箇所が資料で分かるように工夫してほしい。

→ 承知した。

第 8 号 その他

特になし。

5. 閉会 飯野会長